

渡嘉敷村海域安全確保事業

「令和8年度 渡嘉敷村海域安全確保 委託業務」 事業者選定方針

1 事業者の選定方法

- (1) 提出された企画提案書に対し審査会を行い、1次書類審査・最終審査を経て契約予定事業者を選定する。原則として、1次審査は書面審査にて行い、最終審査（上位3者）へ進むものとする。ただし、応募件数によっては、最終審査のみを行い、契約予定事業者を選定する場合もある。

最終審査会の開催日時及び場所については、1次審査通過者に対して日時及び場所の通知を行う事とし、公開しない。尚、1次審査・最終審査の内容についての問い合わせには対応しない。

(2) 評価方法

- ① 各評価者は「渡嘉敷村海域安全確保事業「渡嘉敷村海域安全確保 委託業務」評価表」（以下「評価表」という。）により評価を行う。
- ② 評価に当たっては、「評価の視点※評価点の目安」を参考にするものとする。
- ③ 評価表は、事務局において取りまとめ集計する。

(3) 事業者の選定

各評価者の評価の合計点数が最も高い事業者を最優先事業者とし、同点の場合はそのすべての事業者の中から、いずれかの事業者を委員協議の上、選定する。

(4) 提案者が1者の場合の選定

提案者が1者の場合は、委員評価点数の平均値が評価基準点60%を上回ることを条件に、当該提案の提案者を優秀提案者とする。

2 評価について

評価は、技術点60点 満点と、価格点20点 満点の合計80点満点とする。ただし、見積価格が渡嘉敷村の示した積算上限額を超過している事業者については、実績・提案内容が優れている場合であっても採用しない。

評価の配点(技術点、価格点の配分)

評価の得点配分については下記のとおりとする。

【得点配分】

合 計 点 80 点	技術点 60 点	実績(予定) 10 点
		提案内容 50 点
	価格点 20 点	

「価格点について」

提出された見積書により、次の計算により算出する。

$$\text{価格点} = 20 \text{ 点} \times (\text{提出された見積価格のうち最低価格} \div \text{各提案者の見積価格})$$